様式１

令和　　年　　月　　日

（宛先）上越市長

住所

商号又は名称

代表者名

上越市IT企業等誘致促進業務公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、プロポーザルに参加を申込みます。なお、下記事項を全て満たす者であること及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

⑴　上越市物品入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、同名簿に登録されていない事業者であっても、本プロポーザルに参加できるが、契約締結時までには同名簿への登録がなされていること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

　⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

⑷　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 7 5 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号 第 2条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑹　上越市の市税の納税義務を有するものにあっては、当該市税の未納がない者であること。

⑺　本プロポーザルにおける提出資料及び情報について、市が情報提供や情報公開を行う場合には、別紙2のとおり「個人情報」及び「法人等の正当な利害を害するおそれのある情報であると市が判断した情報」を除き、原則公開することに同意するものであること。（情報公開時には、非選定業者を含め、業者名は公開となります。）

添付書類：会社経歴、業務内容等が分かる資料

連絡担当者

所属

氏名

電話

E-Mail

別紙2

各情報の情報提供・公開一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 業者選定前 | 業者選定後 |
| 情報提供(HP掲載) | 情報公開請求 |
| 審査委員会設置要綱 | ○ | ○ | ○ |
| プロポーザル募集要領 | ○ | ○ | ○ |
| 提出書類等 |  |  | 選定業者 | 非選定業者 |
| 参考様式 | 公募型プロポーザル参加申込書【様式1】 |  | × | ○ | ○ |
| 公募型プロポーザル参加資格確認通知書【様式2】 |  | × | ○ | △（法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開） |
| 企画提案書【様式3】 |  | × | △（委託事業の性質上、事業が開始又は完結するまでの間、時限非公開の場合あり） | △（法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開） |
| 会社概要【様式4】 |  | × | ○ | ○ |
| 類似業務実績一覧表【様式5】 |  | × | ○ | ○ |
| 結果通知書【様式6】 |  | × | ○ | ○ |
| 公募型プロポーザル参加申込辞退書【様式7】 |  | × | ○ | ○ |
| プロポーザル参加指名通知書【様式8】 |  | × | ○ | ○ |
| 提出意思確認書【様式9】 |  | × | ○ | ○ |
| 企画提案書作成要領 | ○ | ○ | ○ |
| プロポーザル審査要領 | ○ | ○ | ○ |
| 審査委員名簿 | × | ○ | ○ |
| 審査結果 |  | △※選定されなかった業者名は非公表 | △（評定と結び付く委員の氏名は非公開） |
| 議事録 |  | × | △（評定と結び付く委員の氏名は非公開）（法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開） |

○：公開等　△　部分公開等

※公募型プロポーザル参加資格確認通知書【様式2】、企画提案書【様式3】以外は公開を前提としており、他の様式において、公開することにより法人等の正当な利益を害するおそれのある情報がある場合は、企画提案書【様式3】に記載すること。

※業者選定後の情報公開請求時における〇（公開等）、△（部分公開等）の区分では、非選定業者を含め、業者名は公開とする。また、〇（公開等）の区分であっても、担当者等の氏名等、個人が識別される情報は部分公開として処理する。

※情報公開請求があった場合における法人等の情報の△（部分公開等）の取扱いについては、上越市情報公開条例に基づき、第三者意見照会を行った上で、市において判断する。

※選定前後とは、契約締結の前後ではなく、審査結果に基づき契約の相手方として市が選定する前後をいう。